

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する 特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見

平成27年1月
一般社団法人 日本風力発電協会

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」）に基づく再エネ発電設備の接続申込に対し、複数の電力会社で回答保留の問題が生じた状況を踏まえ、経済産業省は新エネルギー小委員会及び系統ワーキンググループにおいて問題点の整理及び当面講ずべき対応策の検討を行ってきた。

それら審議会における検討結果を踏まえ、新たな出力制御システムの下での再エネ導入への移行及び固定価格買取制度の運用見直しに関する再エネ特措法施行規則等の改正案について、平成26年12月19日から平成27年1月9日までの間、パブリックコメントが実施されたところである。

当協会としては上述した状況と今後の固定価格買取制度の行く末を勘案し、当該パブリックコメントを提出した。当協会の趣意を広く知らしめるためにも、今般、その内容を発表するものである。

1) 「30日ルール」の時間制への移行

無補償の出力制御について、時間単位でのきめ細かい制御に移行することは合理的であるが、風力発電の年間制御時間（上限値）は太陽光発電のそれと比しても過大であることから、最大で年間360時間に下げ頂くか、もしくは平均出力制御率を最大で50%とする等の限度を設けて頂きたい。

また、出力制御とは、「最大出力の抑制を意味し、原則として停止では無い」ことを明記して頂きたい。

そして、時間制への移行に際しては、例えば、火力の下げ代や調整力不足が予測される際には、電力会社が最大限の回避措置を講じ、出力制御の時間及び割合が必要最小限に止められるよう、制御時間や時間帯、制御する発電設備の順番等、具体的制御方法に係る詳細な運用ルールを早期に検討・決定した上で移行することとして頂きたい。

平成23年2月に取りまとめられた次世代送配電システム制度検討会第1ワーキンググループ報告書においては、「出力抑制の受忍限度となる上限値については、たとえば、電力需給上の特異日が14日または30日として、4～8%の間で設定」することが提案されているが、上限の8%（720時間）まで出力制御が行われ、出力制御割合が定格出力の100%となる場合（発電停止）には、税引前IRRが約2%引き下げられ、風力発電事業の採算性に深刻な影響を与えることとなる。事業採算の不確実性を排除するためにも、出力制御割

合を必要最小限とすると共に、その適用が例外的な場合に限定されるよう運用上留意頂く必要がある。

また、風力発電の出力制御と同等の措置となる蓄電設備について、設備費用の1/2相当を補助する等、追加的な助成措置を望む。

2) 遠隔出力制御システムの導入義務づけ

時間単位でのきめ細かい出力制御を実現するために遠隔制御システムを導入することは合理的ではあるが、適用対象となる発電設備への設置は新たな費用負担となることから、相応の助成措置を講じて頂きたい。

将来的には、欧米において既に導入されている双方向通信によるリアルタイム制御を目指すことになるが、発電事業者にとって、出力制御に必要な設備の設置や費用負担を行うことは厳しいことから、新規開発を促進するためにも、一定の助成処置を講じて頂く必要がある。

3) 接続枠の空押さえの防止

空押さえ案件を排除するためにも適切なる対処を強く望む。また、再エネ特措法以外の適用対象法令手続に不備がある場合も接続契約を解除できることとして頂きたい。

但し、電力会社が接続契約を解除できる要件に、発電事業者の責に帰さない事由や不可抗力事由による履行不能ケースは除外であることを明確にして頂きたい。

接続契約の締結時において、事業化の意思がある発電事業者も予想することが出来なかった特別の事情が生じた場合であって、その事情の発生が発電事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合や、天災事変等により事業開始に向けた取組が予定通りに進まなくなることも有りうるため、接続拒否の除外要件を規定して頂く必要がある。

4) 指定電気事業者制度

接続可能量超過時における無制限・無補償の出力制御を前提とした系統接続が継続された場合、事業予見性が立たなくなることで再生可能エネルギー発電設備への投資が抑制されると共に、出力制御が行われる際の系統運用ルールに基づく合理的な出力制御量の試算が出来なければファイナンス組成は困難である。ゆえに、経済産業大臣が指定電気事業者ごとに定める条件として、以下の内容を省令又は告示に明記して頂きたい。

- ① 無補償の上限の設定（例：風力は年間720時間など）
- ② 制御時間及び時間帯並びにその根拠の提供等、出力制御期間を予め示し、発電事業者の予見性確保に努めることにつき、指定電気事業者が果たす説明・立証責任の厳格化
- ③ 指定電気事業者の指定解除及びその要件の規定
- ④ 出力制御が行われる際の具体的な系統運用ルール

5) 将来的に系統への接続が可能な枠が増加した場合の対応

「系統への接続が可能な枠（＝接続可能量）」については、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大の観点から、昨年12月16日開催の新エネルギー小委員会系統ワーキンググループで示された算定結果及び算定方法に関する以下の点を考慮し、早急に再精査に着手して頂きたい。

- ① ベース電源及び風力発電の前提条件を変えた感度分析の追加実施
- ② 全国大の広域運用を前提とした接続可能量の再検証
- ③ 第三者を交えた接続可能量の継続的な検証

エネルギーミックスの本格的な検討に資するためにも、ベース電源を始め各供給電源の構成比率を変えると共に、固定されていた風力発電の供給量も変動パラメータとした複数の算定ケースの検証が必要である。

また、地域間連系線については、算定を行った各電力会社の自主的取組を超えるような更なる活用を前提とした検証、及び全国大の広域運用ルールの整備が必須である。

さらに、上述した点を考慮し算定した接続可能量について、実績ベースによる時間毎の需給解析を継続的に行うと共に、算定の妥当性について、第三者によるチェック・検証の仕組み及び定期的な情報公開を行うことも必要である。

なお、当方の調査結果では、北海道電力及び東北電力管内における環境影響評価法に基づく環境アセス手続案件の累積容量が各社の接続可能量を既に超過しており、今後、事業化を断念する案件が多数生じることが懸念される。

6) 認定発電設備の出力の変更

風力発電の場合、用地交渉や許認可の関係上、設備認定後に風力発電機の基数もしくは設置位置を変更する必要がある場合がある。また、接続検討の結果において送電線容量等の制約により接続容量の変更を余儀なくされるケースも想定される。

したがって、これらの変更について、接続契約締結後に再度設備認定を求められるのであれば、結果的に調達価格が変更になるリスクを抱えることとなり、

ファイナンス組成が困難になる等、事業計画の策定・具体化に重大な支障が生じることが考えられるため。以下については軽微な変更であり、変更認定の対象外である旨を明確にして頂きたい。

- ① 電力会社の接続検討の結果に基づく出力増減
- ② 風力発電設備の20%未満の出力増減

以上